

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺言書の保管

Q: 遺言書を作成しましたが、その保管をどうしようかと考えています。どのように保管しておくのがよいのでしょうか。

A: 民法上、遺言書の保管に関する規定はなく、公の機関などが保管を引き受ける制度も採られていませんから、各自の責任で保管方法を工夫せざるを得ません。

自筆証書遺言であれば、配偶者その他の相続人に保管を依頼するのが一番安心でしょう。この場合、遺言書を封筒に入れて密封し、遺言書中に用いたのと同じ印章で封印するとともに、表面には「遺言書在中」と明記しておくところまでは秘密保持と紛失防止に役立つでしょう。あるいは、貸金庫に保管し、その旨を配偶者等に伝えておくのも安全な方法です。

相続に利害関係のない者がよいというのであれば、友人、遺言執行者、菩提寺の住職などのほか、いずれ相続税の申告で関与を求めなければならないのであれば予め顧問の税理士、弁護士に依頼しておく方がよいかもしれません。

秘密証書遺言の場合は公証人が関与しますが、遺言の記録が残るのみで、遺言書の保管は遺言者が行わなければなりません。

安全確実という点では、公正証書遺言が最上で、原本は原則として20年間公証人役場に保管されます。なお、信託銀行を遺言執行人に指定して遺言書を寄託することもできます。

